

日本の労働委員会制度の概要



労働委員会制度の沿革－労使関係の健全化をめざして

労働委員会は1946年3月1日に設けられた機関で、労働争議の調整と、不当労働行為事件の審査とを主たる任務とし、公益、労働者、使用者の三者の代表で構成される独立行政委員会です。労働委員会制度はこのたび60年の歴史を刻むこととなりました。その間、労使紛争の迅速・適切な調整、公正な労使関係秩序の維持・形成を目的とすることは変わらないものの、主な任務はその時々に応じて変化をたどってまいりました。

この60年間の労働委員会の活動について、簡単に回顧してみたいと思います。当初は戦争直後のインフレ等により実力行使を伴うような、しかも政治的意味を帯びた激しい労使紛争、特に炭坑と電力において国民生活への影響が著しい争議が頻発したことから、労働委員会は主としてこれらの調整に当たりました。また、その後高度経済成長といわれる時期においては、労働運動が春闘と呼ばれる賃金ベースアップの闘争に転換し、労働委員会はその調整に当たって重要な役割を果たしてきました。このように当初労働委員会に係属した事件は労使紛争の調整に関する事件がほとんどでしたが、日本経済の安定や労働者の生活水準の向上などを反映し、1970年代後半にはいと、調整事件の件数は大幅に減少しました。

一方、不当労働行為審査事件の件数は近年高い水準で推移し、また、労働者の解雇のような事件のほか、配転などの使用者の人事権に関する事案や、実質的に労働者の労働条件を定めている者が誰かを争う事案など複雑な事件が増加し、審査の遅延の問題が生じました。さらに、1987年には国鉄民営化に際して旧国鉄職員の不採用事件（民営化後の移行会社であるJR設立に関して、民営化に反対していた特定の労働組合の組合員を採用しなかったことが争われた事件）が全国規模で申し立てられ、これに伴う事件を中心に事件がさらに滞留することとなりました。

このような事態に対し、全国の労働委員会で様々な取組みを行ってきたところですが、2005年、不当労働行為事件審査の迅速化・的確化を目的として労働組合法が改正され、現在その効果が徐々に現れてきているところです。

労働委員会制度創設60年という一つの節目を迎えるに当たり、我々の果たしてきた役割を諸外国の皆様へお伝えすることも有意として、この「日本の労働委員会制度の概要」を出版することとしました。我々労働委員会の任務、日本の労使関係制度のご理解の一助となるよう、願ってやみません。

2006年6月

中央労働委員会会長

山口 浩一郎

労働委員会の過去・現在・未来

労働委員会は、敗戦直後の1946年、三者構成の民間代表により民主的に構成された独立性ある労働行政機関を設け、労働関係の民主化に資するとの構想から設置された。労働委員会の特徴としてまず指摘できるのは、判定的機能だけでなく調整的機能も持っていることや、ADR機関であるため裁判所とは違った柔軟な解決が可能であることである。これに加え、労働者および使用者の代表が「参与委員」として加わる三者構成を採っていることが、その特徴を一層補強し、さらには労働委員会が紛争解決以外にも役割を果たす素地にもなっている。

敗戦直後の混乱期から復興期にかけて頻発した激しい労働争議や、高度経済成長期の春闘における賃上げ調整など、労働委員会の登場するシーンは多くあった。労働委員会は、これらの集団的労使紛争を、正常な労使関係に向けて労使双方の理解と納得を求め、労使の合意によって解決するように試みてきた。加えて、労働委員会は、日本の労使が紛争解決という目的以外にも「良き労使関係」を学ぶ場でもあった。同時に、参与委員として紛争の解決に加わった労働者と使用者の代表達も、出身企業に「良き労使関係」の構築方法を持ち帰ったという面もある。

1970年代半ば以降、労働委員会が扱う事件数は漸次減少していくが、最大の理由は日本の労使関係が成熟し安定したことに求められよう。労働委員会制度を通じて「良き労使関係」を体得できたことも、日本の労使関係の成熟・安定に大いに寄与したに違いない。日本の戦後労使関係の形成は労働委員会抜きに語ることはできない。

しかし、労働委員会が扱う事件数が減少してきたことから、「もう労働委員会は縮小するべきではないか」との意見も時として出されるようになった。ところが、わが国では、新しい労使関係上の問題が浮上してきており、この新たな問題はわが国の雇用社会に多大な影響を与える可能性を十二分にはらんでいる。

例えば、企業組織再編や純粋持株会社の登場、さらには投資ファンドと投資先の会社にある労働組合との関係など、現行の労使関係法制の枠内では十分な対応や処理ができない問題が目につき始めた。次に、わが国でも労働者代表制度等が議論され始めたが、労働者代表制度等が実現した場合には、この制度に関わる紛争等を扱ったり労働者代表制度等の選挙の公正さを監視したりする機関が求められることになる。

これらの問題の受け皿としては、長きにわたり労使関係に関して膨大な経験を蓄積してきた労働委員会の場を想定するのが適切ではないか。

労働委員会自らの尽力により、設立当初に期待された労使関係上の課題はかなり克服されてきた。しかし、労働者と使用者という存在がある限り、次々と新たな労使関係上の問題が生まれるのは必然である。労働委員会にはこれからも引き続き労使関係上の問題に取り組んでいただき、わが国の良好な労使関係を形成する一翼を担っていただく役割がある。我が国の労働委員会のしくみと成功体験は、近代化のプロセスにおいて労使紛争が頻発するアジア諸国からも注目されている。労使関係の安定は社会の安定につながるとの点を再認識し、今後も重要な役割を担っていただく使命が労働委員会にはある。

2006年6月

日本労働組合総連合会

会長 高木 剛

経済界からみた労働委員会の役割と期待

労働委員会制度が3月1日をもって創設60周年を迎えられたことを、心からお祝い申し上げます。あわせて、これまで労働委員会の諸活動に携わられた方々のご尽力に対し、深く敬意を表します。

歴史を振り返りますと、労働委員会はその創立以来、労使紛争の調整や処理などを通じて、日本の労使関係の安定に大きな役割を果たしてこられました。二度のオイルショックを経験した1970年代には、年間1000件を超える労働争議を調整し、平成に入ってからには件数こそ減少したものの、多くの労働者が係わる大規模な労働紛争を和解に導いてこられました。

さらに労働委員会は、多くの労働紛争を解決するだけでなく、その解決に至る過程において、当事者である労使双方の理解を深める役割も担っています。公益委員、労働者委員、使用者委員という、他の行政委員会と比較してもユニークなメンバーで構成される委員会では、三者が解決に向けて共同で作業を進めるというすばらしい慣行が根付いています。この共同作業が労働委員会の調整能力を高め、解決が難しいと思われた問題も円満解決に導いてきたと言っても過言ではないと思います。このよき慣行は、ぜひ今後とも大事にしていただきたいと思います。

このように、日本の労使関係の安定に大きく寄与してきた労働委員会ではありますが、一方で審査の遅延や労働委員会の救済命令に対する裁判所の取消率の高さが問題視されてきました。この点に関して使用者側は、審査委員の適正な指揮によって審問廷の秩序を厳正に維持し、手続の円滑な進行を図ることが必要であることや、労働委員会が裁判所の審理に耐え得る適正な命令を出すべきであることなどを主張しています。こうした指摘を反映して、審査の迅速化と的確化を実現するために、審査手続の改善と審査体制の整備を内容とする労働組合法の改正が2004年に行われました。これまで着実に成果が上がっていると聞いておりますが、労働委員会には引き続き、審査の迅速化と適正な制度運用に努めていただくことをお願いしたいと思います。

日本経済は総じて回復基調にあるものの、地域や業種、さらには企業ごとにその回復度合いは異なっているのが現状です。また、産業構造の変化や労働市場の変容、就労ニーズの多様化などによって、労働者の働き方も大きく変わってきています。

このような状況の下、これまでの労働紛争などに加え、労働条件変更や企業組織再編に伴う集団的な労使紛争の増大を危惧するむきもあります。言うまでもなく、企業内で発生した紛争は当事者間で十分に話し合って解決に至ることが望まれるわけですが、やむなく紛争が労働委員会の場へと上がった場合には、当事者双方が納得できる円満な解決が求められます。労働委員会の果たすべき役割はさらに重要性が高まっていると思います。

今後の一層の活動に期待して、創立60周年の祝辞といたします。

2006年6月

(社)日本経済団体連合会

会長 御手洗 富士夫

労働委員会と日本労働法学会

労働委員会制度の創設60周年、おめでとうございます。

日本労働法学会は、労働委員会制度創設の4年後、1950年に大阪で会員数130名で発足しました。労働委員会制度とほぼ同じ歴史を歩み、現在大学教員、弁護士、大学院生等約700名の会員がおり、労働法学の進展に貢献してきたと自負しています。

労働委員会は、その発足以来、不当労働行為の救済や集団的労使紛争の調整を通じて団結権の保障とわが国労使関係の安定化に大きく寄与しています。当学会の会員も、各労働委員会の公益委員として、また労働委員会命令や関連裁判例の研究をつうじて、さらに比較法的研究や歴史研究等により労働委員会の制度構築やその運営に参画し相当な貢献をしてきたと確信しています。とりわけ、労働委員会制度や不当労働行為法理に関しては、その時々学会のテーマとして取り上げ活発な議論がなされました。日本労働法学会誌においても「組合の組織と運営の法理」(23号1964年)、「労使紛争と労働委員会」(28号1966年)、「労働委員会制度の現状と展望」(49号1977年)、「複数組合併存下の法律問題」(54号1979年)、「企業内組合と団結権」(57号1981年)、「労委命令と司法審査の限界」(58号1981年)、「行政救済と司法救済」(72号1988年)、「管理職組合」(88号1996年)、「救済命令の取消訴訟」(94号1999年)等の特集を組んでいます。これらの学会活動は、団交等における使用者概念の拡大、併存組合下の使用者の中立保持義務、査定差別に関する大量観察方法等につき労働委員会実務や裁判例の形成に強い影響を与えました。

もっとも、最近では労働組合の影響力の低下等によって不当労働行為事件の申立件数や裁判所における労働組合法上の事件が減少する傾向にあります。さらに、不当労働行為意思論をめぐる事件や組合併存下における多様な査定差別事件について労働委員会命令が裁判所において取り消される事件が少なくありません。当学会においても労組法の論点を独自のテーマとして取り上げることが少なくなり、労働組合法を研究対象とする研究者もそれほど多くはありません。

しかし、労使紛争を集団的な視点から解決する労働委員会の役割は今後とも重要であり続けると思います。紛争調整に関しては、個別労働紛争を対象として紛争調整委員会や労働審判制度が整備されましたが、就業規則の不利益変更事案のように形式的には個別紛争であっても実質は集団的側面があるケースが少なくないことも明らかになってきました。このような事案については、三者構成からなる労働委員会の紛争解決のノウハウが不可欠です。また、不当労働行為事件に関しても、公共事務の民営化によって労働委員会の対象となる労働者が増加しており、関連して労働条件の不利益変更をめぐる申立事件も見られるようになりました。

私は、35年以上も労働委員会制度や不当労働行為法理の研究をし、25年近く北海道労働委員会の公益委員を務めてきましたが、理論的に解明しえたことの少なさに慄然とすることがあります。それだけ奥深い研究対象であり、学会全体としてより本格的な研究が必要であると痛感しています。

日本労働法学会は、今後とも労働委員会の運営に多様な形で貢献していきたいと念じています。

2006年6月

日本労働法学会代表理事・北海道大学教授

道幸 哲也

目 次

第1部 日本の労使関係における労働委員会の役割

I	調整関係事件の推移	1
II	審査関係事件の推移	5
III	資料（事件件数）	8
IV	労働委員会関係年表	11

第2部 労働委員会制度創設60周年記念全労委総会の審議概要

I	労働委員会制度創設60周年記念第60回全国労働委員会連絡協議会総会日程	15
II	記念講演「労働委員会制度と日本の労使関係」	16
III	パネルディスカッション「今後の労働委員会の展望」概要	20

第3部 日本の労働委員会制度の概要

I	労働委員会の役割	24
II	不当労働行為事件の審査	25
III	労働組合と使用者等との間の労働争議の調整	27
IV	個別労働関係紛争の調整	29